

「観光創造ビジョン・岸和田」における中間検証業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、令和5年度策定の「観光創造ビジョン・岸和田」における中間検証業務に係る契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 「観光創造ビジョン・岸和田」における中間検証業務
- (2) 業務内容 別紙「業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約日から令和9年3月31日まで

3. 予算額

委託料の上限は3,531,000円（消費税額及び地方消費税額321,000円を含む。）とする。

※受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

4. スケジュール（予定）

- 募集開始日 : 令和8年5月15日（金）
- 参加申込書の提出期間 : 令和8年5月18日（月）～令和8年5月26日（火）
- 質問受付期限 : 令和8年5月25日（月）
- 質問への回答期限 : 令和8年5月29日（金）
- 参加資格審査の結果通知 : 令和8年6月1日（月）
- 提案書の提出期間 : 令和8年6月2日（火）～令和8年6月9日（火）17時まで
- 業者選定委員会 : 令和8年6月15日（月）（予定）
- 選定結果通知 : 令和8年6月中旬
- 契約締結 : 令和8年6月中旬

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。なお、個人での応募は受けない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。

- (6) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (7) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中にある者でないこと。
- (8) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (9) 過去 5 年以内に他の地方公共団体等で観光動向調査業務を受託した実績があること。

6. 実施要領、業務委託仕様書等の交付

(1) 交付期間

令和 8 年 5 月 15 日（金）から 5 月 26 日（火）まで

(2) 交付方法

実施要領及び業務委託仕様書等は、岸和田市魅力創造部観光課のホームページからダウンロードしてください。

7. 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒596-8510 岸和田市岸城町 7 番 1 号

岸和田市魅力創造部観光課

電話 072-423-9486 FAX 072-423-2384

メールアドレス kankou@city.kishiwada.lg.jp

(2) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び岸和田市財務規則等を理解した上で、次の書類を提出してください。なお、岸和田市における指名競争入札参加資格者名簿に登録がある場合は、イからオは提出不要とする。

提出期間		提出書類	部数	注意事項
令和 8 年 5 月 26 日から 令和 8 年 5 月 18 日まで	ア	参加申込書（様式 1）	1	
	イ	法人の登記事項証明書	1	・発行日より 3 ヶ月以内。写し可。
	ウ	法人税、消費税・地方消費税の納税証明書（その 3 の 3）	1	・発行日より 3 ヶ月以内。写し可。
	エ	誓約書（様式 2）	1	
	オ	法人市民税の完納証明書	1	・岸和田市内に事業所を有する場合のみ。 ・発行日より 3 ヶ月以内。写し可。
	カ	会社概要書（様式 3）	1	
令和 8 年 6 月 2 日から	キ	同種業務の実績報告書（様式 4）	1	・過去 5 年以内に、地方公共団体等で同種業務（観光動向調査や計画策定業務等）を受託した実績を記載するものとする。
	ク	企画提案書提出書（様式 7）	1	
	ケ	企画提案書	7	・正本 1 部

			<p><u>提案者名を記載したもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 副本6部 <p><u>提案者名記載していないもの。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A3版又はA4版で提出し、A4版に換算して表紙を除いて20ページ以内とする。 ・ フォントサイズは10.5ポイント以上とする。ただし、図表等に用いる文字のフォントサイズは判読可能な適切な大きさを可とする。 ・ 具体的かつ簡潔に記載すること。 ・ 参考資料がある場合について参考資料に記載する内容は、提案様式に記載された提案内容の補足説明とし、参考資料のみに記載された提案は評価の対象としない。 ・ 採用された場合は、データを提出いただきます。
コ	見積書	7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社印・代表者印を押印したもの1部と、社名を特定できないもの6部。 ・ <u>合計金額（消費税及び地方消費税込み）と内訳が記載されたものであること。</u>
サ	業務実施体制（様式8）	1	
シ	業務の実施方針（様式9）	1	

(3) 提出場所及び提出方法

- ① 提出場所：「7参加手続き（1）担当部署及び問い合わせ先」に同じ。
 - ② 提出方法：持参（平日の9時から17時まで）又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。
- ※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

(4) 提案書等の再提出

提案書等の一部に不備があった場合、本市は当該事業者書類等の修正や再提出を求めることができる。本市が指定する期日までに実施要領等に適合した書類の提出がなかった場合、当該事業者は失格とする。

(5) 参加資格審査結果通知

全ての参加申請者に対し、令和8年6月1日（予定）に参加申込書（様式1）に記載された担当者メールアドレス宛に通知する。

8. 質疑・応答

- (1) 受付期間：令和8年5月18日から令和8年5月25日17時まで。
- (2) 提出方法：別紙の質問書（様式5）により、電子メールにて提出すること。
- ※必ず電話等で送信した旨伝え、担当課で着信したことを確認すること。
- ※電話又は口頭による質問は受け付けない。
- (3) 回答方法：質問があった場合は、令和8年5月29日（月）までに市ホームページ（募集案内と

同ページ)にその内容及び回答を公表します。

9. 企画提案書作成方法

業務仕様書を熟知のうえ企画提案書を作成すること。

※7(2)ケの注意事項を確認

10. 審査方法

提出された企画提案書等を基に、魅力創造部長、総合政策部企画課長、総合政策部広報広聴課長、魅力創造部産業政策課長、環境農林水産部農林水産課長の5名をもって構成する委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、書類審査を行う。

(1) 書類審査実施日

令和8年6月15日(月)【予定】 ※都合により変更となることがある。

(2) 選定委員会は非公開とする。

11. 評価方法等

(1) 評価方法

選定委員会において、提出された企画提案書等の内容により、評価を行う。

(2) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(3) 候補者の選定方法

① 評価基準に基づき審査を行い、受託候補者を決定するものとし、失格者を除く次の要件に該当する参加者のうち、評価点の最も高い者を受託候補者とする。

② 最高点の者が複数の場合は、価格見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、くじ引き等の抽選により決定する。

③ ①、②に関わらず、総合点が満点の60%未満の場合は、候補者として選定しない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

③ 参考見積書の金額が「3. 予算額」を超える場合

④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

⑤ 評価に係る選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

⑦ 参加表明から、特定までの間に指名停止の要件になったもの。

12. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日の翌営業日に、下記項目を本市ホームページにおいて公表する。なお、審査結果については、一切の意義申し立ては受け付けない。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、法人番号、総合点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※名称は五十音順、総合点は点数順

ただし、対象者が1者の場合は総合点の公表はしない

13. 契約手続

(1) 候補者に選定された者と本市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。

ただし、岸和田市財務規則第123条第1項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。その際

は契約保証金免除申請書（様式6）を提出すること。

（3）契約代金の支払いについては、完了払いとする。

（4）選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

14. 提出書類の取扱い

（1）提出されたすべての書類は、返却しない。

（2）提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。

（3）提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

（4）本市が必要と認める場合に追加資料の提出を求めることがある。

（5）企画提案書の提出は1者につき1案とする。

15. 情報公開及び提供

本市は候補者に選定された者から提出された企画提案書等について、岸和田市情報公開条例（平成12年3月21日条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本公募型プロポーザルの受注候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

16. その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

天災等の緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は内容変更の協議をすることがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

（3）参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、7.（1）あてに提出すること。

（4）企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受注先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、本市が必要と認める場合には、本市は、受注先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

（5）参加事業者は公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（6）本件実施後、契約締結前に候補者が指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合、または法令違反等が発覚した場合は契約できない。

附則

この要領は、令和8年5月15日から施行し、当該業務の契約の締結をもってその効力を失う。